

大分大学大学院福祉健康科学研究科規程

令和 2 年 4 月 1 日 制定

令和 2 年福祉健康科学研究科設置準備室規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大分大学大学院学則（平成 1 6 年規則第 9 号。以下「大学院学則」という。）及び大分大学学位規程（平成 1 6 年規程第 7 1 号）に定めるもののほか、大分大学大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究科は、より高度な専門性を備え、多角的・総合的な支援を地域に根付かせていく実践力と、医科学を取り入れて福祉健康科学を深化させることができる研究力を兼ね備え、かつ、それらの相互作用によって、地域共生社会の概念を理解し、多角的な方向からその実現を担う人材の養成を目的とする。

(専攻及びコース)

第 3 条 研究科の専攻に、次の表に掲げるコースを置く。

専 攻	課 程	コース
福祉健康科学専攻	修士課程	健康医科学コース
		福祉社会科学コース
		臨床心理学コース

(委員会)

第 4 条 本学部に、教育研究その他の事項の審議等を行うため、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第 5 条 研究科に、次の各号に掲げる附属施設を置く。

- (1) 地域共生社会研究拠点
- (2) 権利擁護教育研究センター
- (3) 臨床心理教育研究センター
- (4) 医療介護教育研究センター

2 前項第 3 号に規定する臨床心理教育研究センターに、心理教育相談室を置く。

3 前二項の附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第 6 条 入学者の選考は、筆記試験、口述試験、出願書類等を総合して行う。

(指導教員)

第 7 条 学生の履修、研究及び学位論文指導のため、指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員及び副指導教員は、研究科担当の教員をもって充てる。

(授業科目及び単位)

第 8 条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第 9 条 学生は、別表に規定する授業科目のうち、基礎科目及び発展科目 1 8 単位以上（基礎科目 2 単位以上を含む）並びに研究展開科目 1 2 単位の計 3 0 単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第10条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

（教育方法の特例）

第11条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認めた場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

（成績評価基準等の明示）

第12条 授業科目、研究指導の内容、履修方法、1年間の授業科目及び研究指導の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たり、学生に対してその評価及び認定基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づき適切に行うものとする。

3 前二項に係る明示の方法は、別に定める。

（成績評価基準等）

第13条 学修の成績評価については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程（令和3年規程第21号）の定めるところによる。

（単位の認定）

第14条 履修した授業科目の単位の認定は、授業担当教員による試験又は研究報告により行う。

（追試験）

第15条 学生が疾病その他のやむを得ない理由により、所定の時期に受験できなかった場合は、願い出により追試験を行うことがある。

（学位論文の審査及び最終試験）

第16条 研究科における学位論文は、指導教員の承認を経た上で、所定の期日までに研究科長に提出するものとする。

2 学生の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査を終了した者について筆答又は口答により行う。

3 学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

（再入学）

第17条 退学した者（大学院学則第54条の懲戒の規定による退学者を除く。）又は除籍された者が再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定、就学すべき年数、在学年限その他の再入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第18条 研究科の事務は、福祉健康科学部事務部において処理する。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福祉健康科学研究科規程第1号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する

附 則（令和 3 年福祉健康科学研究科規程第 1 号）
この規程は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（令和 4 年福祉健康科学研究科規程第 1 号）
この規程は、令和 4 年 12 月 14 日から施行する。

- 附 則（令和 6 年福祉健康科学研究科規程第 1 号）
- 1 この規程は、令和 6 年 3 月 6 日から施行し、改正後の大分大学大学院福祉健康科学研究科規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 この規程の適用日の前日に福祉健康科学研究科に在籍している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学大学院福祉健康科学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年福祉健康科学研究科規程第 2 号）
この規程は、令和 6 年 5 月 13 日から施行する。

- 附 則（令和 6 年福祉健康科学研究科規程第 3 号）
- 1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
 - 2 この規程の施行日の前日に福祉健康科学研究科に在籍している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学大学院福祉健康科学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第8条，第9条関係）

科目区分		授業科目	単位数
基礎科目		福祉健康科学特論Ⅰ	2
		福祉健康科学特論Ⅱ	2
		地域医療健康増進科学特論	2
		地域福祉特論	2
		家族・コミュニティ心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
		社会科学・生命倫理科学特論＊	2
発展科目	医療関連科目群	健康医科学特論	2
		高齢者疾患特論	2
		病態医科学特論	2
		病態治療学特論	2
		運動器系機能病態解析学特論	2
		神経系機能病態解析学特論	2
		医療工学特論	2
		公衆衛生学特論	2
		基礎生命科学特論Ⅰ＊	2
		基礎生命科学特論Ⅱ＊	2
		応用生命科学特論Ⅰ＊	2
		応用生命科学特論Ⅱ＊	2
		基礎生命科学実習Ⅰ＊	2
		基礎生命科学実習Ⅱ＊	2
		応用生命科学実習Ⅰ＊	2
		応用生命科学実習Ⅱ＊	2
		臨床実践演習	2
		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	福祉関連科目群	福祉社会科学課題演習	2
		社会福祉原理論	2
		社会保障政策特論	2
		福祉政策特論	2
		高齢者福祉特論	2
		児童・家庭福祉特論	2
		障害者福祉特論	2
		生活困窮者支援特論	2
		医療福祉特論	2
		福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
	心理関連科目群	心理学研究法特論	2
		臨床心理学研究法特論	2
		神経生理心理学特論	2
		臨床発達心理学特論	2
		健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2
		司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
		学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
		産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
		生涯発達心理学特論	2
		教育心理学特論	2
		臨床心理学特論Ⅰ	2

		臨床心理学特論Ⅱ	2
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
		臨床心理面接特論Ⅱ	2
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
		臨床心理査定演習Ⅱ	2
		臨床心理基礎実習	2
		臨床心理展開実習（心理実践実習A）	2
		臨床心理応用実習A（心理実践実習B）	3
		臨床心理応用実習B（心理実践実習C）	2
		臨床心理実習A（心理実践実習D）	2
		臨床心理実習B	2
		臨床動作法特論	2
		集団心理療法特論	2
研究展開 科目		福祉健康科学特別演習Ⅰ	2
		福祉健康科学特別演習Ⅱ	2
		福祉健康科学特別研究Ⅰ	4
		福祉健康科学特別研究Ⅱ	4

注1 研究展開科目のうち「福祉健康科学特別演習Ⅰ」、「福祉健康科学特別演習Ⅱ」、「福祉健康科学特別研究Ⅰ」及び「福祉健康科学特別研究Ⅱ」は、必修科目とする。

注2 ＊印の科目については、留学生を対象とした科目とする。